

多治見市貨物自動車運送事業燃料高騰支援金 Q&A

令和 7 年 10 月1日現在

【Ver.3】

【支援金の概要について】

Q1. 対象事業者に市内に営業所その他の事業場を有する中小企業者及び個人事業主とあるが、市外・県外に本社がある場合も対象となるのか。

A. 自動車検査証の事項「使用の本拠の位置」が市内住所であり、「岐阜ナンバー」かつ「緑又は黒ナンバー」と確認できれば対象となります。つまり、申請者の本社所在地が市内であるかどうかは問いません。また、市内に営業所を有していても、「飛騨ナンバー」および「他県ナンバー」で登録されている車両は交付対象外となります。

Q2. 事務所や自宅(個人事業主の場合)は「営業所」に該当するのか。

A. 貨物自動車運送事業の申請時もしくは届出時に、当該場所を営業所としている場合は該当することとなります。ただし、車庫のみは営業所としてみなしません。

Q3. 当支援金での中小企業者及び小規模事業者の定義は。

A. 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者(大企業(中小企業者及び小規模企業者以外の者をいう。)が実質的に経営に参画していると市長が認めるものを除く。)としております。

【参考】中小企業基本法

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

<中略>

五 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下の事業者をいう。

Q4. 交付対象自動車の積載量はどこで判断するのか。

A. 自動車検査証の“最大積載量”の事項で判断してください。けん引車は、最大積載量の[] 外の数値で判断してください。

【参考】交付対象自動車の支援区分

最大積載量 2,000 kg未満	→ 普通自動車
最大積載量 2,000 kg以上 6,500 kg未満	→ 準中型自動車又は中型自動車
最大積載量 6,500 kg以上	→ 大型自動車

Q5. 交付対象外の自動車は。

A. 今回は、社会インフラとして生活物資や産業、経済等を支えている貨物自動車を対象と

しているため、霊きゅう車は対象外としております。また燃料消費量が4輪と比較して少ない2輪の自動車(オートバイ等)と内熱機関を用いていない、被けん引車も対象外としております。

Q6. 特種車は対象か。

A. 貨物自動車運送事業の許可を取り、当該車両を使用して事業を行っている場合は対象となります。

Q7. 電気自動車は対象か。

A. 当支援金の燃料はガソリンおよび軽油等の液体燃料を対象としているため、電気自動車は対象外としております。なお、ガソリンおよび軽油等を利用するハイブリッド車は対象となります。

Q8. リース契約やローン契約している自動車は対象か。

A. 緑又は黒ナンバーの車両であり、使用者の氏名又は名称が申請者、使用の本拠の位置が市内となっている自動車は対象となります。

【申請について】

Q9. 予算の範囲内で先着順になるか。

A. 申請受付は10月1日(水)午前9時から開始いたします。受付方法を窓口のみとしている為、受付した順で審査をさせていただきます。ただし書類の不備等で順番が前後する可能性がありますので、提出する際は【別表1-1】及び【別表1-2(チェック表)】を確認した上で申請してください。

Q10. 予算に上限はあるのか。

A. 1事業者あたりの上限はありませんが、当支援金の予算には上限があるため、予算の上限に達するまでにお早めに申請ください。また、同一貨物自動車につき、複数回申請はできません。

Q11. いつ時点での車両台数で計算するのか。

A. 令和7年9月30日時点で継続して保有又はリースを受けている車両の台数で積算してください。

Q12. 市内に営業所が複数あります。申請は本社が一括して行うのか。

A. 運送事業の許可を法人単位で取得していることから、本社でまとめて申請してください。

Q13. 提出する添付書類から現在の名称や住所が変わっている場合どうすればよいか。

A. 法人の場合は履歴事項全部証明書の写し等、個人の場合は住民票の写し等の、変更箇所の前後の継続性が確認できる書類を添付してください。

Q14. 貨物車運事法に基づく国土交通大臣の許可を受けたこと又は同法に基づき国土交通大臣に届け出たことを証する書類とは具体的にどんな書類のことをいうのか。

A. 具体的には「一般貨物自動車運送事業許可書」、「特定貨物自動車運送事業許可書」、「貨物軽自動車運送事業経営届出書」が該当します。事業変更等で許可内容に変更があった場合や、許可書が日焼け等で内容不鮮明になっている場合は、直近の変更(更新)許可書等をご用意いただくか、許可を受けて事業を営んでいることがわかるものをご提示ください。ここでは、貨物自動車運送事業の許可のもと、事業行っているかを確認しています。

Q15. 許可書(届出書)を紛失したが、申請できないか。

A. Q14 の書類が無く、貨物自動車運送事業の許可を受けたことが確認できない場合は、許可を受けた地域管轄の運輸支局に申請して発行される、事業許可内容の証明書を添付してください。発行方法については、運輸支局等にお問い合わせください。

Q16. 申請書類にある「履歴事項全部証明書」・「住民票」は、過去に取得したものを提出してもよいか。

A. 申請日より3か月以内に発行されたものをご提出してください。

Q17. ナンバープレートが写っている写真(画像)は白黒でもよいか。

A. 緑又は黒ナンバーを確認するにあたり、カラーでの提出をお願いしております。前面からナンバープレートと車体が入った形で撮影してください。

Q18. リース車はリース会社等が自動車税の納付をしているため、納税証明書を発行できないが、どうすればよいか。

A. リース車とわかる書類(自動車検査証の所有者の欄で確認できると想定しております。)を添付いただき、確認ができれば自動車税の納税証明書のご提出は不要とします。

Q19. 納付書等で支払いした際の自動車税納税証明書があれば、再度県税事務所で納税証明書の発行は必要ないか。

A. 納付書で支払いした際の自動車税納税証明書から変更等がない場合は、再度自動車税納税証明書を県税事務所で発行していただく必要はございません。

Q20. 県税事務所で納税証明書を発行する際、1台ごとの納税証明書が必要か。

A. 1台ずつではなく、まとめた「自動車税の未納がないことがわかる証明書」を1枚提出いただければ結構です。

Q21. 申請期間中に処分(廃車等)となった車両は対象となるか。

A. 令和7年9月30日の時点にて運送事業目的で走行していた車両であり、かつ、申請者が申請日時点で今後も事業を継続する意思があり、市内に営業所その他事業場を有する場合は対象です。処分(廃車等)したことを証明する書類として、「登録事項等証明書」を追加でご提出ください。証明書は運輸支局に申請して発行することができます。軽自動車の場合は「自動車検査証返納証明書」又は「検査記録事項等証明書」をご提出ください。証明書は軽自動車検査協会に申請して発行することができます。

Q22. 既に処分(廃車等)しており、ナンバープレートの写真を撮ることができないが。

A. Q21の書類等をもって、適正に処分(廃車等)されたものと確認できるのであれば、ナンバープレート写真は不要とします。

Q23. 現在は廃業しているが、令和7年9月30日までに使用していた自動車に対して支援金は申請できるか。

A. 対象事業者を申請日時点で今後も事業を継続する意思があり、かつ、市内に営業所その他事業場を有することとしているため、今回の場合対象になりません。

Q24. いつ頃に支援金を受け取れるか。

A. 基本的には申請受付から2ヶ月以内に入金をいたします。しかし、多くの申請が見込まれ、申請状況等によって入金までの期間が変わってきます。余裕を持った、早めの申請をお願い致します。

Q25. 新しく購入した車両に対する自動車税の納税証明書は必要か。

A. 令和7年4月1日以降に購入した車両に対する納税証明書は、当該車両の自動車検査証の事項「初度登録年月」が令和7年4月以降であることを確認したうえで、不要とします。

Q26. 軽自動車に対する納税証明書は不要か。

A. 市税等納付状況確認同意書に申請者の情報をご記載いただければ、市役所にて納税状況を照会しますので、軽自動車に対する納税証明書の提出は不要です。

Q27. 自動車検査証と併せて自動車検査証記録事項も必要か。

A. 近年購入された車両は、車検証が「自動車検査証」と「自動車検査証記録事項」の2つに分かれています。車検証記載事項が当該支援金の要件にすべて当てはまっているか確認するため、両方の写しの提出をお願いいたします。